

条 例 見 直 し 調 書

| | | 作成年度 | 平成 20 年度 |
|-----------------------|--|---|---|
| 条 例 名 | 神奈川県立の知的障害児及び障害者支援複合施設に関する条例 | | |
| 条 例 番 号 | 昭和 58 年神奈川県条例第 2 号 | 法 規 集 | 第 6 編第 1 章第 6 節 |
| 所 管 部 局 室 課 | 保健福祉部障害福祉課 | | |
| 条 例 の 概 要 | 主に知的障害のある児者に対する施設障害福祉サービス等を提供する県立の知的障害児施設及び障害者支援施設の設置及びその管理に関する事項を定めている。 | | |
| 検 討 | 視 点 | 検 討 内 容 | 備 考 |
| | 必要性 (現在でも 必要な条 例か。) | 県立施設は昭和 20～40 年代の施設整備が十分でない状況の中、県立主導で施設整備が進められ、現在、サービスの担い手が民間事業所に移る中、県の役割は広域性、専門性の見地からの取組みに重点を置くことが求められている。こうした中で、まだ支援方法が確立していない障害児・者等の広域的、専門的、先駆的な支援に重点をおいた県立施設は必要であり、その設置及び管理について定めるこの条例は必要である。 | 【ひばりが丘学園】 様々なニーズを抱える知的障害児を受け入れる施設へとその機能を特化する方向で調整中。 |
| | 有効性 (現行の内 容で課題 が解決で きるか。) | 児童虐待相談件数の増加とともに、特に対応が難しい虐待を受けた知的障害児等の施設入所ニーズは高まっており、県全域を対象とした知的障害児施設は有効に機能している。 また、障害者支援施設については、障害者自立支援法の理念に基づいた施設入所者の地域生活への移行を進める一方、在宅で生活している障害児・者のための短期入所事業等を充実する等、社会環境の変化に伴う見直しを進めている。 | 【被虐待児受入人数】 29 人(平成 17 年)→ 40 人(平成 20 年) 【地域生活等移行人数】 22 人(平成 18 年 4 月～20 年 10 月実績) 【平成 19 年度短期入所 利用実績】延べ 3,166 人 |
| | 効率性 (現行の内 容で効率 的といえ るか。) | 県では、平成 15 年度に設置された「県立社会福祉施設の将来展望検討会議」での検討結果を尊重し、民間事業所や市町村との役割分担を踏まえ、今後の施設運営の方向性を検討・見直しを進め、有効性と効率性のバランスを図っている。 | 【ひばりが丘学園】 機能特化に向け、成人施設規模の縮小等の調整中。 【三浦しらとり園】 より効率的かつ効果的な運営を目指し、指定管理者制度の導入を検討中。 |
| | 基本方針 適合性 (県政の基 本的な方 針に適合 している か。) | 障害者自立支援法の規定に基づく神奈川県障害福祉計画(平成 19 年 3 月策定)に基づき障害者支援施設については、入所者の地域生活移行とともに、入所定員の規模縮小を推進しており、県の方針に合致するものである。 | 神奈川県第 1 期障害福祉計画に基づく障害者支援施設入所定員の削減 【三浦しらとり園】 112 名(平成 18 年 4 月)→ 100 名(平成 21 年 3 月) |
| | 適法性 (憲法、法 令に抵触 しないか。) | 地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。 | |
| その他 | | | |
| 見 直 し 結 果 | 理由 | 特 記 事 項 | |
| | 改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。 | 現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。 | 指定管理者制度の導入の際には、地方自治法第 244 条の 2 第 4 項の規定により、指定の手続き等、必要な事項を定める必要がある。 |
| 次回見直し予定 | 平成 25 年度 | 見直し規定の有無 | 有 (無) |